

## 第 37 回家畜衛生部会での論点等への対応方向

## 1 飼養衛生管理に関すること

- (1) 韓国でのアフリカ豚コレラ発生については、国内で発生したと同等の危機意識を持つべき。

## 【対応】

- ・ 基準に家畜所有者の責務規定及び発生リスク高まりへの追加措置への準備を記載。(1, 7)

- (2) 豚は飼養管理が複雑なため、ハード面だけでなくソフト面の対策が重要。

## 【小委員会からの意見】

- ・ マニュアルの標準例を国が示した上で、各農場が獣医師に相談しながら実状に合わせてマニュアルを作成。

## 【対応】

- ・ 基準のソフト面を明確化及び一部強化。(3, 7, 16, 17, 28 等)
- ・ マニュアルの標準例を作成予定。

- (3) ソフト面での穴を埋めるためには従業員教育の徹底が必要。

## 【対応】

- ・ 基準により、マニュアル作成及び従業員への周知徹底を強化。(3)

- (4) IT 等を活用した衛生管理の評価制度など、農家が自ら利用できる自己点検の仕組みを参考とし工夫すべき。

## 【対応】

- ・ 生産者団体と協力して、自己点検ツールについて検討。

- (5) 自衛防など地域全体で衛生管理の意識を高め、養豚農家どうしが最新の飼養衛生管理に関する情報を入手できる情報交換の場が必要。

## 【対応】

- ・ 優良事例発表会、セミナー等の開催を予定。

## 2 飼養衛生管理基準に関すること

- (1) 飼養衛生管理基準は何を遵守すべきか明らかにするため、細部まで明示することが必要。

### 【小委員会からの意見】

- ・ 基準では詳細まで記載し、守るべき水準を明確化した上で、別途、生産者向けのパンフレットを作成。
- ・ 家畜防疫員向けの指導用の手引き書に示す。

### 【対応】

- ・ 基準 に具体的な取組内容を追記。(8, 15, 16, 17, 26, 31, 32, 35, 36)
- ・ パンフレット及び動画等でより具体的に周知。
- ・ 指導者向け手引きを改訂予定。

- (2) 飼料会社やと畜場等の関連業者の衛生管理対策が重要。飼養衛生管理基準に書き込めないか。

### 【対応】

- ・ 基準 に生産者から関連業者への働きかけについて記載。(3, 15, 17, 25, 35, 36)
- ・ ステッカー等のツールにより関連事業者に周知するよう検討。

- (3) -1 ハザードを決め、リスクを分析してリスクに応じたバイオセキュリティとすることが適当。
- (3) -2 発生地域も非発生地域も同様の基準で規制することが適当かよく検討すべき。
- (3) -3 飼養衛生管理基準は平時における対応を基本とすべき。

### 【小委員会からの意見】

- ・ 改正案全体を通じて、要求水準は必要なレベルである。

### 【対応】

- ・ 基準 に発生リスクの高まりへの追加措置を規定。(7, 14, 22, 26, 28)

- (4) 養豚場の規模の大小に応じた規制とすることが適当かよく検討すべき。

### 【小委員会からの意見】

- ・ 現行の基準では大規模要件とされているが、規模にかかわらずかかりつけ獣医師を確保するよう基準で規定。

【対応】

- ・ 基準では通報体制等に大規模要件を継続する（５）ものの、消毒等の防疫措置や担当の獣医師等による健康管理指導（６）は規模による差は設けない。

（５）飼養衛生管理基準は細かくハードルが高い。現場で十分に理解されていないのではないか。

【小委員会からの意見】

- ・ 基準では詳細まで記載し、守るべき水準を明確化した上で、別途、生産者向けのパンフレットを作成。生産者向けのものは、文字を減らし写真を多くする。
- ・ 家畜防疫員向けの指導用の手引き書に示す。
- ・ マニュアルの標準例を国が示した上で、各農場が獣医師に相談しながら実状に合わせてマニュアルを作成。

【対応】

- ・ パンフレット、動画等でより具体的に周知。
- ・ マニュアルの標準例を作成予定。
- ・ 指導者向け手引きを改訂予定。

（６）発生農場調査が、農家の穴を探すこと目的のように見える。疫学調査結果の伝え方について配慮し、本来の活用目的が伝わるよう工夫すべき。

【対応】

- ・ 各種通知を発出する際に、考え方を明示することで理解醸成を図る。

### 3 飼養衛生管理基準の遵守徹底のあり方

（１）生産者が主体的に高い意識をもって取り組めるようにすることが大事。

【小委員会からの意見】

- ・ 基準では詳細まで記載し、守るべき水準を明確化した上で、別途、生産者向けのパンフレットを作成。
- ・ 家畜伝染病の発生だけでなく、日常的な疾病対策に有効であることを示す。

【対応】

- ・ 基準に家畜所有者の責務規定を記載。（１）
- ・ パンフレット、動画等でより具体的に周知。

- (2) (農場へのウイルス侵入防止を徹底するなら) 放牧を推奨している政策との整合性を整理すべき。

**【小委員会からの意見】**

- ・ 放牧豚は野生いのししとの接触リスクの高いため、放牧場に1 m間隔で二重柵を設置すること等が必要。

**【対応】**

- ・ 基準にリスクに応じた放牧制限に対応できるよう準備措置を追加。(9)

- (3) 飼養衛生管理基準の実効性を担保するためには、家畜防疫員が不足しているのではないか。

**【小委員会からの意見】**

- ・ 獣医師が足りるかどうかが懸念がある。産業動物獣医師確保についての全体的な議論が必要。

**【対応】**

- ・ 教材活用、自己点検等の取組を推進するよう検討。

- (4) 飼養衛生管理基準を農場従業員一人一人が理解できるようかみ砕いたツールを作る、段階的に体験させるなど、末端まで行き届かせる仕組みが重要。

**【小委員会からの意見】**

- ・ 別途、生産者向けのパンフレットを作成。生産者向けのものは、文字を減らし写真を多くする。
- ・ マニュアルの標準例を国が示した上で、各農場が獣医師に相談しながら実状に合わせてマニュアルを作成。
- ・ 家畜伝染病の発生だけでなく、日常的な疾病対策に有効であることを示す。

**【対応】**

- ・ 動画発信、教材作成等を検討。

- (5) 農家が発生予防のためにどのような対策をすれば良いか容易に理解できるよう、伝え方を工夫した方が良い。

**【小委員会からの意見】**

- ・ 別途、生産者向けのパンフレットを作成。生産者向けのものは、文字を減らし写真を多くする。
- ・ マニュアルの標準例を国が示した上で、各農場が獣医師に相談しながら実状に

合わせてマニュアルを作成。

- ・ 家畜伝染病の発生だけではなく、日常的な疾病対策に有効であることを示す。

**【対応】**

- ・ パンフレット、動画等でより具体的にわかりやすく周知。

#### 4 その他

発生後に正しい情報が国民・消費者に伝わるようにすべき。

**【対応】**

- ・ HP の改善を検討。

#### 5 牛豚等疾病小委員会でのその他の議論

食品循環資源を飼料に利用する際の取扱基準について

**【背景】**

- ・ CSF の国内発生や ASF の近隣諸国でのまん延の状況を踏まえ、食品循環資源を介した伝染病の感染拡大リスクの増加への対応として、swill（厨芥残さ、残飯等）の加熱処理の国際基準と同等の水準まで引き上げることについて小委員会で議論を実施。

**【小委員会からの意見】**

- ・ 国際基準（90℃60 分間以上の加熱処理又は同等以上の処理条件）での加熱処理を採用すること。
- ・ 「肉を扱う事業所等」の範囲は基本的には例外を認めるべきではない。
- ・ 「肉」とする対象は基本的には動物種に寄らず一律加熱対象とすべき。（食鳥処理場の残さ等、鶏由来の肉に限定されるものが豚用飼料に限定して利用される場合、従前の加熱条件を適用できる可能性があるが、いずれにしても、由来動物種に関わらず非加熱の肉を家畜に給与すべきではない、との議論があった。）
- ・ 肉を扱う事業所内の肉を扱わないラインのもの等を加熱の対象外とする場合は、交差汚染しないことをどう担保するかを含め、厳格に定めるべき。